

建築物省エネルギー性能表示制度

料金規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「規程」という。)に基づきハウスプラス住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 規程第12条に規定する評価料金は、評価を行う建築物が住宅である場合は別表1、住宅・非住宅複合建築物である場合は別表2、プレート等の交付については別表3に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款」(以下「約款」という。)第6条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
  - ・標準設計を用いた複数の建築物に係る評価業務依頼が、一定期間内に見込まれるとき。
  - ・モデル建物法または主要室入力法を評価に用い、標準入力法より効率的に実施できると判断できるとき。
  - ・評価手法の国土交通大臣が認める方法により、効率的に実施できると判断できるとき。
  - ・他の住宅性能評価機関等が交付した住宅性能評価書等により、効率的に実施できると判断できるとき。
  - ・その他ハウスプラスが認めるとき。
- (2) 申請者が年間開発の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行うとき。
- (3) あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に評価業務依頼を行ったとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 申請者の非協力その他ハウスプラスの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 約款第7条第2項に基づき申請者が別件として申請した場合を除き、評価書が交付される前に当初の申請内容から対象建築物の計画に変更があったとき。
- (3) 別表1及び別表2に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとハウスプラスが判断したとき。

(その他の料金)

第6条 ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。

- (1) 事前相談
- (2) その他ハウスプラスが必要と認めるとき。

(附則) この規程は平成26年4月25日より施行する

(附則) この規程は平成27年8月5日より施行する

(附則) この規程は平成28年4月1日より施行する

(附則) この規程は平成28年4月7日より施行する

(附則) この規程は平成29年4月1日より施行する

別表1 住宅（金額はすべて税抜）

【新規・変更】／【新築建築物・既存建築物】

※ 改修前・改修後の評価が必要な場合は、改修前と改修後において、それぞれ評価料を必要することとする。

1) 一戸建ての住宅

評価のタイプ		一律	評価内容
A	通常評価 ※1	32,000 円	※1 外皮基準及び一次エネルギー消費量の評価
B	外皮基準のみ活用評価 ※2	13,000 円	※2 外皮基準部分を他のサービスにより実施している場合 ・住宅性能評価（5-1 断熱等性能等級 選択） ・長期優良住宅にかかる技術的審査
C	外皮基準及び一次エネルギー消費量活用評価 ※3	8,000 円	※3 外皮基準部分及び一次エネルギー消費量部分を他のサービスにより実施している場合 ・住宅性能評価（5-2 一次エネルギー消費量等級 選択） ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

2) 長屋タイプ（※4）

評価のタイプ		2 戸	3・4 戸	5・6 戸	7・8 戸	9・10 戸
		ア	イ	ウ	エ	オ
D	通常評価 ※1	64,000 円	96,000 円	106,000 円	116,000 円	126,000 円
E	外皮基準のみ活用評価 ※2	26,000 円	52,000 円	64,000 円	70,000 円	86,000 円
F	外皮基準及び一次エネルギー消費量活用評価 ※3	16,000 円	32,000 円	48,000 円	64,000 円	80,000 円

※4 ここでいう「長屋タイプ」は2～10戸までの住戸数のものを指し、原則として、共用廊下等がある場合でも、共用部の一次エネルギー消費量計算が生じない住宅を指す。建築物基準法施行規則別表で定める長屋ではない場合においても、一定の住戸プランが反復するような共同住宅（ハウспラスが認める場合に限る）においても、長屋タイプとして扱うことができる。

（共用部に暖冷房・換気・給湯・照明・昇降機がある場合は、共用部の一次エネルギー消費量計算（非住宅）の計算が必要であるため、この長屋タイプには含まない。）

3) 共同住宅等（上記2）の長屋タイプを除く）（金額はすべて税抜）

【新規・変更】／【新築建築物・既存建築物】

評価料金については、お見積りとさせていただきます。

取下げ手数料

	受取りのみ	受付済	質疑提出後
取下げ手数料	なし (全額ご返金)	一律 5,000 円	評価料金全額

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

再発行手数料

	再発行
BELS 評価書 再発行手数料	5,000 円/枚

別表2 住宅・非住宅複合建築物（金額はすべて税抜）

【新規・変更】／【新築建築物・既存建築物】

お引き受けできる範囲は、住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のみとなります。

建築物全体の評価のお引き受けはできません。

評価料金については、お見積りとさせていただきます。

※建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分）における「08060：住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」の用途は、この別表2住宅・非住宅複合建築物に該当する。この場合の住宅部分（1住戸）のみを評価する場合は、別表1の1）一戸建ての住宅の料金とすることができる。

取下げ手数料

	受取りのみ	受付済	質疑提出後
取下げ手数料	なし (全額ご返金)	一律 5,000 円	評価料金全額

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

再発行手数料

	再発行
BELS 評価書 再発行手数料	5,000 円/枚

別表3 プレート等の交付（金額はすべて税抜）

## プレート

プレート等の種類・仕様・サイズ等			価格
室内用 カウンター置き プレート  材質：ステンレス	B 5	本体：W182×H257mm 表示面：W182×H257mm	15,500 円
	B 6	本体：W128×H182mm 表示面：W128×H182mm	14,500 円
	A 6	本体：W105×H148mm 表示面：W105×H148mm	13,600 円
室内用 カウンター置き プレート  材質：透明アクリル	B 5	本体：W182×H257mm 表示面：W176×H246mm 表示タイプ：表貼り又は立体	15,500 円
	B 6	本体：W128×H182mm 表示面：W124×H173mm 表示タイプ：表貼り又は立体	14,500 円
	A 6	本体：W105×H148mm 表示面：W102×H142mm 表示タイプ：表貼り又は立体	13,600 円
屋内用プレート  材質：透明アクリル	A 4	本体：W210×H297mm 表示面：W176×H246mm 表示タイプ：表貼り又は立体	21,000 円
	A 3	本体：W297×H420mm 表示面：W250×H347mm 表示タイプ：表貼り又は立体	24,000 円
屋外対応プレート  材質：透明アクリル	A 4	フレーム：シルバー 本体：W245×H332mm 表示面：W185×H272mm	38,000 円
	A 3	フレーム：シルバー 本体：W332×H455mm 表示面：W272×H395mm	46,000 円
	A 4	フレーム：ホワイト 本体：W245×H332mm 表示面：W185×H272mm	38,000 円
	A 3	フレーム：ホワイト 本体：W332×H455mm 表示面：W272×H395mm	46,000 円

## シール

	シールの種類	価格
プレートシール	B 5 W176×H246	4,000 円
	B 6 W124×H173	3,500 円
	A 6 W102×H142	3,500 円
ラベルシール	省略版横長タイプ W100×H40	3,500 円
	省略版四角タイプ W59×H47	3,500 円